

生駒市条例第 1 2 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 0 年 3 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和 3 4 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「含む」の次に「。次条第 2 項において同じ」を加える。

第 6 条中「5 0 , 0 0 0 円」を「3 0 , 0 0 0 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 7 条中「本市は」の次に「、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 7 2 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加え、同条第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 3 号とする。

第 1 0 条中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の死亡について適用し、同日前の死亡については、なお従前の例による。